

『日本外交文書』概要

「昭和期Ⅲ第三卷（昭和十二―十六年 移民問題・雑件）」

『日本外交文書』の昭和期Ⅲ（昭和一二―二〇（一九三七―四五）年）

は、「日中戦争」、「第二次欧州大戦と日本」および「太平洋戦争」の三

つの特集を中心に構成し、平成二四年度までにこれら特集の刊行を完

了した。そしてこれら特集で採録しなかった事項については、昭和期

Ⅲ第一巻から第三巻に関係文書を収録することとし、平成二六年三月、

第一巻と第二巻を刊行し、平成二六年一〇月に第三巻を刊行した。

昭和期Ⅲ第三巻の採録文書数は四四一文書、本文五一〇頁、日付索

引一五一頁、総ページ数六六一頁である（昭和期Ⅲ全第三巻の総採録

文書数は一四六九文書、総ページ数は二〇二二頁、第一巻および第二

巻の概要は、『外交史料館報』第二八号を参照ありたい）。

本巻の刊行により『日本外交文書』の通算刊行冊数は二二五冊となっ

た。なお、当該期の外務省記録は戦災等によって多くが消失している

ため、昭和期Ⅲ全三巻の編纂に当たっては、東京大学社会科学研究所、

首都大学東京図書情報センター、国立公文書館および「極東国際軍事

裁判関係文書（米国議会図書館作成マイクロフィルム）」から文書を

補填・採録した。ご協力をいただいた各機関には謝意を表したい。

一、昭和期Ⅲ第三巻の構成

本巻の掲載事項（目次）は次のとおり。

八 移民問題

1 米国

2 フィリピン

3 カナダ

4 ブラジル

5 ペルー

九 雑件

1 新南群島の日本領土への編入問題

2 故斎藤駐米大使の遺骨送還

3 貿易省設置問題

4 極東におけるユダヤ人避難民問題

- 5 諸外国との航空連絡交渉
- 6 国際捕鯨問題
- 7 ブリストール湾における鮭漁問題
- 8 パナマにおける邦人への営業停止問題
- 9 東京オリンピックおよび日本万博計画
- 10 皇紀二千六百年祝賀のための満州国皇帝訪日

昭和期Ⅲ 第一巻～第三巻 日付索引

二、昭和期Ⅲ第三巻の概要および使用記録

八 移民問題

本項目では、本邦移民に関する各国との間の諸問題につき関係文書を、「米国」、「フィリピン」、「カナダ」、「ブラジル」、「ペルー」の五つの小項目を設けて採録している。

1 米国

本項目では、米国における邦人移民の問題に関する文書を採録している。主な問題としては、昭和一二年の移民法修正（邦人に対するクォータ適用）問題、前年からの継続案件であった国際商人に関する邦人への差別待遇問題、ワシントン州における外国人排斥土地法修正案をめぐる州当局との折衝、一五年の日米通商航海条約失効後における

る在米邦人の商人資格をめぐる米国政府との協議などの関係文書を採録している。

（採録文書数23文書）

〔使用記録〕

- J1.10J/KX1-U1 「外国ニ於ケル排日関係雑件 米国ノ部」第七巻
 J1.10J/KX1-U1-1 「外国ニ於ケル排日関係雑件 米国ノ部 商人及妻
 子ノ入米問題」第二巻
 J1.10J/KX1-U1-3 「外国ニ於ケル排日関係雑件 米国ノ部 移民法修正
 正関係」第五巻
 J1.20J27-1 「本邦移民関係雑件 米国ノ部 条約商人関係」

2 フィリピン

本項目では、比島移民法の修正（移民割当制の創設）をめぐる日本と比島および米国当局との折衝（一四～一五年）に関する文書を採録している。フィリピン政府は激増する中国移民の流入阻止のため、各国同数の割当制導入を進めた。日本は、割当制は従来制限がなかった邦人移民に多大な影響を及ぼすとして、議会への法案提出先送りや、邦人移民への割当数増大などをフィリピン当局に求めた。この移民法の修正には米国議会の承認が必要であり、本件には米側の意向が強く影響していたため、日本は米国政府へも折衝を重ねた。しかし、米側の対応には積極性が見られず、結果的には、予想（一〇〇〇名）を大きく下回る五〇〇名が各国割当数となった。そこで日本は、ケンソン大

統領に移民法の運用によって邦人移民数を増加するよう求めた。

(採録文書数22文書)

〔使用記録〕

J110X1-U1「外国ニ於ケル排日関係雑件 米国ノ部」第七卷

3 カナダ

本項目では、カナダにおける邦人移民の問題に関する文書を採録している。主な問題としては、カナダ議会における排日決議案や排日法案をめぐる論議、BC州の排日問題を緩和するため設置された日本人審査委員会による不正入国者実態調査、キング首相による日加紳士協約(ルミュー協約)改訂と相互移民協定締結に関する打診、カナダ漁業省による日系漁業ライセンス削減問題やBC州議会の排日論議、日本人登録問題などの関係文書を採録している。

(採録文書数23文書)

〔使用記録〕

E49076「本邦漁業関係雑件 中南北米沿岸漁業関係」第三卷

J110J/X1-B2「外国ニ於ケル排日関係雑件 加奈陀ノ部」第二卷

J110J/X1-B22「外国ニ於ケル排日関係雑件 加奈陀ノ部 漁業法

関係」第二卷

J110X1-B1-1「各国移民法規並政策関係雑件 英国ノ部 加奈陀ノ部」

4 ブラジル

本項目では、ブラジルにおける邦人移民の問題に関する文書を採録している。ブラジルでは昭和一二年一月、バルガス大統領の「クーデター」により、新憲法が公布されたが、旧憲法の移民二分制限条項は従前通り存置された。そして翌一三年五月に新外国人入国法が、さらに同年八月に同施行細則が公布されると、日本人の入国割当数は二八九名となった。この間、日本は、邦人割当数の増加、差別待遇撤廃を求め、新移民法制定の動きに対しては、移民と通商の相関性をブラジル側に説明し、両国の通商促進には南米航路の維持が不可欠と説いた。また、ブラジル軍部の枢軸国批判に対しても日本の立場を示すなど、折衝に努めた。

(採録文書数29文書)

〔使用記録〕

A6404「伯国内政関係雑纂」第三卷

J110J1「本邦移民法規並政策関係雑件」第三卷

J110J/X1-B1「外国ニ於ケル排日関係雑件 伯国ノ部」第五卷

J110X1-B1「各国移民法規並政策関係雑件 伯国ノ部」第六、七卷

J120J21「本邦移民関係雑件 伯国ノ部」第十四、十五卷

5 ペルー

本項目では、ペルーの排日気運の高まりを背景としたペルー政府による邦人移民入国制限措置とこれに対するわが方の折衝振りを示す文

書や、昭和一五年五月一三日に首都リマで発生した排日暴動事件および同事件の賠償交渉に関する文書を採録している。

特に排日暴動は、首都リマに集中する邦人商店、理髪店、飲食店、民家がペルー人暴徒に襲われ、集団略奪、破壊に遭ったもので、負傷者十数名、罹災者五〇〇余名、被害推定額三九〇万ソールに達した。日本政府は、革命でもない平時に、日本人のみを襲った計画的暴動である点を重大視し、ペルー政府に嚴重抗議するとともに、正式陳謝、責任者の処罰、在留邦人の生命財産の保障および損害賠償の支払いを求めた。ペルー側は陳謝と処罰を実施し、将来の保障と賠償支払いも求めた。賠償金については交渉が難航し、妥結したのは一六年一月だった。

（採録文書数34文書）

〔使用記録〕

B10001「汎米会議関係一件」第四卷

J1101/XI-p1「外国ニ於ケル排日関係雑件 秘露国ノ部」

J1101/XI-p1「外国ニ於ケル排日関係雑件 秘露国ノ部 秘露排日

暴動事件」

J120]24「本邦移民関係雑件 秘露国ノ部」第一、二卷

九 雑 件

本項目では、項目一から八で採録しなかった、昭和一二―一六年における様々な問題に関する文書を、九つの小項目を設けて採録してい

る。

1 新南群島の日本領土への編入問題

本項目では、昭和一四年三月三〇日付でわが国が新南群島を台湾総督府の管轄に編入した経緯に関する文書を採録している。新南群島は仏国が昭和八年に先占宣言を行って以降、日仏間の係争地となっていた。日本側では大正六年に新南群島の燐鉍採掘事業に着手し、昭和四年には軍艦を派遣して測量探査を行った事実から、仏国の先占宣言を認めなかったが、仏国と進んで事を構えることを避け、日本領であると強く主張せずにいた。しかし昭和一三年七月下旬、仏国側が建築資材を陸揚げして永久的な建造物を構築する動きを示すと、日本側も領有権を正式に主張する必要を認め、国内的手続きを経て、一四年三月三一日、新南群島を台湾総督府の管轄に編入した旨を仏英米三か国へ通告した。

（採録文書数30文書）

〔使用記録〕

A41021「各国領土発見及帰属関係雑件 南支那海諸礁島帰属関係

第三卷

A410211「各国領土発見及帰属関係雑件 南支那海諸礁島帰属関

係 新南群島関係」第一、二卷

国立公文書館所蔵「公文類聚」第六十二編第二卷

2 故齋藤駐米大使の遺骨送還

本項目では、昭和一四年二月にワシントンで死去した齋藤博前駐米大使の遺骨を米国海軍の軍艦で日本へ送還した経緯に関する文書を採録している。本件移送は米国内で病氣療養中であつたとはいえ、離任した大使への取り計らいとしては異例の厚遇で、堀内駐米大使は、米国における悪化した対日空気を考えれば、相当な政治的考慮を加えた米国政府の英断であると東京に報告した。遺骨を乗せたアストリア号はホノルル経由で四月一七日に横浜に入港した。同日付の『ワシントン・スター』は、日本国民の感謝の念は関東大震災の当時に米国の救援に対して示されたものに比肩すると論じた。

(採録文書数16文書)

〔使用記録〕

I.360.25「本邦人弔喪関係雑件 齋藤大使葬儀関係」

NI713「外務省公表集」第二卷

3 貿易省設置問題

本項目では、貿易省設置をめぐる外務省内の反対運動に関する文書を採録している。昭和一四年一〇月三日、阿部内閣が貿易省設置要綱を閣議決定すると、外務省高等官は、貿易省設置は外政の一元的活用を根本的に乱すとして野村外相に再考を求めた。しかし野村外相は閣議決定変更の余地はないと回答したため、一〇月一日、高等官一三〇名は辞表を提出した。その後、本件は阿部首相に一任され、外

務事務当局の意見は貿易省設置に当たり具現するとの趣旨で解決が図られ、結局、貿易省設置は取り止めとなった。

(採録文書数21文書)

〔使用記録〕

MI104「貿易省設置問題一件」

MI2024「外務省官制及内規関係雑件 商務官官制関係」第五卷

NI713「外務省公表集」第二卷

4 極東におけるユダヤ人避難民問題

ドイツやイタリアにおいてユダヤ人排斥が進むにつれ、ユダヤ人避難民の日本への入国・通過が増加し、その対応が外交課題となった。本項目では、昭和一三年一二月六日付の五相会議決定「猶太人対策要綱」をはじめ、通過査証の発給問題や本邦滞留避難民への措置振りなど、日本政府が極東におけるユダヤ人避難民にどのように対応したかを示す文書を採録している。

(採録文書数80文書)

〔使用記録〕

I4601.2「民族問題関係雑件 猶太人問題」第三、五、七、十一卷

J230JXI「外国ニ対スル帝国ノ旅券査証関係雑件」

J230JXIP01「外国ニ対スル帝国ノ旅券査証関係雑件 波蘭国人ノ

部」

5 諸外国との航空連絡交渉

本項目では、当該期にわが国が企図し交渉を行った航空連絡交渉に関する文書を採録している。主な問題としては、英米両国と交渉した台北・マニラ間および台北・香港間の航空連絡交渉（いずれも交渉は妥結しなかった）のほか、一四年一月に協定が成立した台北・バンコク間の航空連絡や同路線の仏印上空通過に関する仏国との交渉などの関係文書を採録している。

(採録文書数45文書)

〔使用記録〕

F110067「各国航空運輸関係雑件 支那ノ部」第三卷

F110013「各国間航空運輸関係雑件」第一卷

F110013-1「各国間航空運輸関係雑件 独、支合弁会社ノ欧亚連絡

関係」

F110014「本邦、各国間航空運輸関係雑件」

F1100143「本邦、各国間航空運輸関係雑件 日、米間連絡航空運

輸関係」

F1100145「本邦、各国間航空運輸関係雑件 日、泰間連絡航空運

輸関係」

N11713「外務省公表集」第二卷

調査部作成「外交関係公表集(昭和十六・十七年度)」(調四4)

6 国際捕鯨問題

南水洋捕鯨取締に関する国際会議に対して、日本は昭和十二年五月の会議には参加しなかったが、一三年六月の会議には正式に参加した。一三年の会議では英国などが前年に成立した国際捕鯨協定へのわが国加入を要望し、日本は条件付で次年度より協定に加入することを表明した。しかし、第二次欧州大戦が勃発すると、これを理由として日本は国際捕鯨協定への加入を延期することとし、一四年二月一四日、その旨を英国へ通報した。本項目ではこの経緯に関する関係文書を採録している。

(採録文書数41文書)

〔使用記録〕

B106085「国際捕鯨会議関係一件」第一、二卷

通商局第二課作成「昭和十三年度執務報告」

7 プリストル湾における鮭漁問題

昭和一二年秋、アラスカのプリストル湾において日本船が鮭漁を行っていると風聞が流れると(実際には蟹工船で鮭漁ではなかった)、米国漁業関係者から強い反対が示され、対日ボイコットを誘発した。日本側では、前年より資源保存の観点から農林省が許可する調査船以外の鮭漁は禁止していたが、日中戦争をめぐり国際関係が極めて機微な時期であり、生糸などの対米輸出に対する悪影響も懸念されたため、すべての当業者に出漁許可を与えないこととし、その旨を米

國務省へ通報した。本項目ではこの経緯に関する文書を採録している。

(採録文書数20文書)

〔使用記録〕

E4.907.61「本邦漁業関係雑件 中南北米沿岸漁業関係 米国ノ部」

第二―四卷

8 パナマにおける邦人への営業停止問題

パナマでは昭和一六年一〇月八日、クーデターによって親米政権が誕生すると、対日態度は急速に悪化し、一〇月二八日、翌日以降における在留邦人(邦人数三八〇名)の営業停止を通告してきた。右通告に対して日本は、現地および在京パナマ公使を通じて嚴重に抗議したが、パナマ政府は日本側抗議を全面的に拒否する強硬な態度を崩さず、営業停止の撤回を見ないまま日米開戦となった。本項目ではこの経緯に関する文書を採録している。

(採録文書数16文書)

〔使用記録〕

J110J/XI-PAI「外国ニ於ケル排日関係雑件 巴奈馬国ノ部」

9 東京オリンピックおよび日本万博計画

昭和一五年開催予定の東京オリンピック計画は、盧溝橋事件以降、欧米メディアを中心とする国際世論の厳しい批判を浴び、中止説も唱えられた。日本政府はたびたび計画に変更のないことを声明したが、

結果として大会返上を余儀なくされた(一三年七月決定)。また、東京を開催地とする万博計画(一五年開催予定)は、日本が国際博覧会条約に未加入であったことから、パリの博覧会国際事務局との直接交渉で支持をとりつける試みが続けられた。それと並行して六〇か国への招請状が発出され、世界各地への招請使節も派遣されたが、最終的にはオリンピックと同日、計画の延期(中止)が決定された。本項目ではこれら関係文書を採録している。

(採録文書数34文書)

〔使用記録〕

B106.012.1「博覧会問題ニ関スル国際会議関係一件 批准、加入、

実施関係」

E280.33「本邦博覧会関係雑件 日本万国博覧会(一九四〇年)」第

一―六卷

I1120.9「国際「オリムピック」競技大会」第三卷

I1120.9.1「国際「オリムピック」競技大会 本邦大会関係」第四、五

卷

10 皇紀二千六百年祝賀のための満州国皇帝訪日

皇紀二千六百年(昭和一五年)の政府式典に際しては御大典等の先例に従い、外国からの特派使節を辞退することとなっていたが、満州国皇帝の訪日希望が伝えられると、日本側は満州国との「特殊の関係」に鑑み、例外としてこれを歓迎することとした。同皇帝は式典の時期

を避けた一五年六月に来日し、昭和天皇と会見するなどした。本項目ではこれら関係文書を採録している。

（採録文書数7文書）

〔使用記録〕

- L.1.3.0.2.6.2 「外国」元首並皇族本邦訪問関係雑件 満州国ノ部 満州国
皇帝二千六百年慶祝ノタメ御来朝一件」第一、二卷
- L.3.5.0.7.2 「帝国祝祭典関係雑件 紀元二千六百年祝典関係」第九卷